

平成29年12月議会

提出議案（概要）

1	条例議案	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
2	平成29年度12月補正予算（案）	・・・・	P	2

保健福祉局

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の制定について

1 制定理由

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法を補完し、市民、事業者及び市が協力して障害者差別の解消に向けて主体的に取り組むため、相談及び紛争解決のための体制整備や障害及び障害のある人に対する理解促進などを図るものとする。

2 条例の特色

(1) 相談から紛争の解決まで一貫した体制の整備（第3章）

障害を理由とする差別に関して障害者差別相談コーナーで相談員が対応するとともに、同コーナーで解決が困難な事案については、第三者で構成する北九州市障害者差別解消委員会が助言又はあっせんを行うこと等により、市として相談から紛争の解決まで一貫して対応する。

(2) 不当な差別的取扱いに該当する行為の例示（第2章第7条）

差別の判断基準として、不当な差別的取扱いに該当する行為を「福祉サービス」「医療」「商品販売・サービス提供」などの生活分野ごとに例示することにより、差別の未然防止を図る。

(3) 障害及び障害のある人に対する理解の促進（第4章）

本市ではこれまで障害者団体とともに障害福祉の向上に取り組んできた経緯を踏まえ、引き続き両者が協働して、市民や事業者への啓発活動などに取り組むことにより、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図る。

3 条例の内容

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

目的、定義、基本理念、市の責務並びに事業者及び市民の役割

第2章 障害を理由とする差別の禁止（第7条・第8条）

不当な差別的取扱いの禁止、市及び事業者が行う合理的配慮

第3章 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等（第9条—第20条）

個別相談、北九州市障害者差別解消委員会の設置、助言及びあっせん、勧告及び公表 等

第4章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策（第21条—第24条）

啓発活動の推進、交流の機会の拡大、情報の収集及び提供、表彰

第5章 雑則（第25条）

規則への委任

4 施行期日

公布の日。ただし、北九州市障害者差別解消委員会の設置、助言及びあっせん、勧告及び公表に関する事項（第11条から第19条関係）は平成30年4月1日。

平成29年度12月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第160号「平成29年度北九州市一般会計補正予算（第4号）」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「平成29年度北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）p8」

（単位：千円）

款 項 目		補正前の額	補正額	補正後の額
3.1.1	職員費（保健福祉職員費） 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給の増額を行うもの。 《勧告内容》 給与改定+0.09% 期末・勤勉手当支給割合+0.1月 《対象者》 一般職 996人 非常勤職員 90人 その他、育休等代替臨時職員	8,413,970	317,223	8,731,193